

第32回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会 会議録

日時 平成29年11月24日（金） 午後2時から午後3時10分まで
場所 伊勢原市民文化会館 展示室
出席者 委員23名中、出席20名（うち代理者4名）
各市町職員 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
事業者 4事業者
・ 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブかめさん（平塚市）
・ 特定非営利活動法人お出かけサポーターズ（平塚市）
・ 特定非営利活動法人秦野市リハビリテーション連絡会（秦野市）
・ 特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空（二宮町）

公開の可否 公開

傍聴者数 1名

審議の経過

1 開会

2 会議成立の報告

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱（以下「要綱」という。）
の規定に基づき報告

- (1) 要綱第8条第1項に基づき、委員の過半数により成立
- (2) 要綱第8条第4項に基づき、代理出席を認める
- (3) 委員総数23名、過半数12名、出席委員20名(代理出席を含む)

3 議事

(事務局)

それでは、ここからの進行につきましては、要綱第6条第3項よりまして、
佐藤会長に議長をお願いいたします。

(議長)

議題1「道路運送法第79条の6に基づく更新申請について」協議いたします。
今回は3つの団体から申請がなされております。まず、平塚市に事業所を
置く、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブかめさんの申請について、
説明をお願いいたします。

【平塚市より概要説明】

(議長)

ただいまの特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブかめさんの申請内

容について説明がありました。これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

念のための確認ですが、必要な車両数について、申請の概要と修正資料の数量が異なりますが、修正されたものが正しいということによろしいでしょうか。

(平塚市担当者)

申請の概要については転記ミスになります。修正資料として記載したものが正しい数量となります。申し訳ございません。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブかめさんの方はいったん御退室ください。

【特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブかめさん 退室】

(議長)

それでは、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブかめさんから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブかめさんから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブかめさんから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、承認とすることと決しました。では、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブかめさんを入室させてください。

【特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブかめさん 入室】

(議長)

協議の結果、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブかめさんから提出された、道路運送法第79条の6に基づく更新申請については、承認いたします。

今後の手続きは、平塚市及び事務局の指示に従ってください。引き続き安全管理に努めてください。

【特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブかめさん 退室】

(議長)

次に、平塚市に事業所を置く、特定非営利活動法人お出かけサポーターズの申請について、説明をお願いいたします。

【平塚市より概要説明】

(議長)

ただいまの特定非営利活動法人お出かけサポーターズの申請内容について説明がありました。これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

旅客名簿の7番の方が知的障害者ということでよろしいでしょうか。

(事業者)

大変失礼いたしました。7番の方は私どものミスで運送を必要とする理由の記載が抜けておりました。

(委員)

そうすると、運送を必要とする理由がその他になります。旅客の範囲に関わるので、要支援かつ知的障害ということなのであれば問題ないのですが。

(事業者)

この方は要支援かつ知的障害になります。

(委員)

重複ということであれば、身体状況等、態様ごとの会員数の数が異なりますので、こちらの修正をお願いします。

(委員)

資料1について、「道路運送法第79条の2」と記載されているとおり、新

規登録の申請書になっているかと思えます。更新申請の様式に修正された方がよろしいかと思えます。

(事業者)

こちらにつきましても修正させていただきます。申し訳ございません。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。特定非営利活動法人お出かけサポーターズの方はいったん御退室ください。

【特定非営利活動法人お出かけサポーターズ 退室】

(議長)

それでは、特定非営利活動法人お出かけサポーターズから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

確認ですが、運転者名簿は協議会資料としては提出しないことになっていましたか。

(平塚市担当者)

事務局確認事項となっております、問題なく確認しております。

(議長)

それでは、特定非営利活動法人お出かけサポーターズから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、特定非営利活動法人お出かけサポーターズから提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、承認とすることと決しました。では、特定非営利活動法人お出かけサポーターズを入室させていただきます。

【特定非営利活動法人お出かけサポーターズ 入室】

(議長)

協議の結果、特定非営利活動法人お出かけサポーターズから提出された、道路運送法第79条の6に基づく更新申請については、承認いたします。

今後の手続きは、平塚市及び事務局の指示に従ってください。引き続き安全管理に努めてください。

【特定非営利活動法人お出かけサポーターズ 退室】

(議長)

続いて、秦野市に事業所を置く、特定非営利活動法人秦野市リハビリテーション連絡会の更新申請について、説明をお願いいたします。

【秦野市より概要説明】

(議長)

ただいま、特定非営利活動法人秦野市リハビリテーション連絡会の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

要支援の方が多いですが、皆さん移動制約で困ってらっしゃる方ということでもよろしいですか。

(事業者)

はい。そのとおりでございます。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。特定非営利活動法人秦野市リハビリテーション連絡会の方はいったん御退室ください。

【特定非営利活動法人秦野市リハビリテーション連絡会 退室】

(議長)

それでは、特定非営利活動法人秦野市リハビリテーション連絡会から提出された道路運送法第79条の6による更新申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、特定非営利活動法人秦野市リハビリテーション連絡会から提出された道路運送法第79条の6による更新申請について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、特定非営利活動法人秦野市リハビリテーション連絡会から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、承認とすることと決しました。では、特定非営利活動法人秦野市リハビリテーション連絡会を入室させてください。

【特定非営利活動法人秦野市リハビリテーション連絡会 入室】

(議長)

協議の結果、特定非営利活動法人秦野市リハビリテーション連絡会が提出された道路運送法第79条の6による更新申請については、承認いたします。

今後の手続きは、秦野市及び事務局の指示に従ってください。引き続き安全管理に努めてください。

【特定非営利活動法人秦野市リハビリテーション連絡会 退室】

(議長)

続いて、議題2「道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく運送の対価以外の対価の変更について」です。

それでは、二宮町に事業所を置く、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空について、説明をお願いいたします。

【二宮町より概要説明】

(議長)

ただいま、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

運送の対価以外の対価については実情に即していれば問題ないと思いますが、乗降介助料の値上げの理由について御説明願います。

(事業者)

乗降介助料はヘルパーが行っておりますが、1回あたりの時間を想定して人件費を積算しております。現行の乗降介助料は2008年に最低賃金を基に設定しておりますが、最低賃金の上昇があり、実情に即した形に変更させていただきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございます。NPO法人でも、最低賃金のことも考えて料金設定をしてよろしいということでしょうか。

(委員)

当然NPO法人でも人件費がかかります。実費の対価ということであれば、乗降介助を行う方の人件費が実費になってきますので、最低賃金の上昇など外部の影響についてきちんと算定根拠があれば問題ないです。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空の方はいったん御退室ください。

【特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空 退室】

(議長)

それでは、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空から提出された道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく運送の対価以外の対価の変更について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空から提出された道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく運送の対価以外の対価の変更について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空から提出された道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に

基づく運送の対価以外の対価の変更について、承認とすることと決しました。では、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空を入室させてください。

【特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空 入室】

(議長)

協議の結果、特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空が提出された道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく運送の対価以外の対価の変更は、承認いたします。

今後の手続きは、二宮町及び事務局の指示に従ってください。今後も安全管理に努めてください。

【特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空 退室】

(議長)

議題3その他 について、委員の皆様から何かございますか。

(委員)

前回から申し上げているのですが、運転者の高齢化による事故の事案が多く出ています。

事業者は65歳以上になりましたら、適性診断を行い、2種免許を持つて的確に運転できるかという部分について、診断を行っております。

福祉有償運送についても旅客運送ですので、免許の確認の際に年齢を確認されているとは思いますが、運転の的確性についてチェックができるものがあれば良いと、常々思っております。

法律上は、福祉有償運送の中に適性診断をしなければならないということ記載されていませんが、例えば、湘南西部地区の協議会の中で独自の制度を設けるといようなことについて、協議会の中で議論できるのならば議論したいと考えております。

もちろん、適性診断はお金のかかることなので、NPO法人等に実施していただきたいと言いつらい部分もありますが、昨今の高齢者の事故事例を鑑みると、ぜひ御検討いただきたい。

(議長)

貴重な御意見ありがとうございます。今の御意見に対して何かございますか。

(委員)

かながわ福祉移動サービスネットワークでは研修を行っております。研修を行っている中で、運転者の高齢化が顕著なのが通所や施設の送迎の関係で

す。そういった事業者から再研修を行ってほしいという話を受けております。そのような研修という形で、運転の振り返りや的確性というものを確認していただいておりますので、まったく研修等を行っていないというわけではないことは御理解いただきたいです。

また、ボランティアでドライバーをしていただけるような方は、ご自身の健康について考えている方が多い状況です。

タクシー事業者さんが行っている65歳以上の研修は金額も高額で、実施場所も限られているので、県からの委託でかながわ福祉移動サービスネットワークが行っている「移動サービス従事者担い手研修」等の研修を受けていただくという方法を考えていただけるとドライバーの方は参加しやすく負担も少ないと思います。

(議長)

貴重な御意見ありがとうございました。それでは、事務局より事務連絡があります。

(事務局)

今後の手続きについて、まず、今回承認を受けた事業者に対しては、事務局から「協議が調った旨を知らせる協議書」を交付します。

更新登録を行う事業者は、この協議書を添付して神奈川運輸支局に申請書を提出し、1か月ほどで登録済証が交付されます。

そして、委員の皆様には、本日の会議録を添え、協議結果等について確認する書類を送付したことをお知らせする文書を送付いたします。

なお、今回の会議録は、要綱第8条第2項の規定により、公開することとなりますので、御承知おきください。

今年度の運営協議会は、今回で最後となる予定ですが、急きょ開催が必要となった場合には、関係機関とも調整のうえ、改めて皆様に御連絡申し上げます。

何ものなければ、次回開催は来年度で、事務局は大磯町となります。また、委員の任期は2年となっており、今年度が2年目となります。来年度は委員の改選がございますので、ご承知おきください。

以上でございます。

(議長)

委員の皆さまには長時間審議していただき、ありがとうございました。運営協議会の進行に御協力いただきましてありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

ここで、傍聴の方にお知らせします。最初に申し上げたとおり、会議資料は次第以外持ち帰ることができませんのでご了承ください。

それでは鈴木副会長より閉会のあいさつをお願いしたいと思います。

(副会長)

本日は3団体の更新申請、運送の対価以外の対価の変更が1件ありました。みなさま慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。朝晩の寒さが厳しくなってきましたので健康にはご注意ください。本日はありがとうございました。